

令和 7 年 6 月 3 0 日

職 員 各位

最高裁判所事務総局経理局厚生課長

令和 7 年度財形貯蓄等の新規及び預入の額等の変更
申込みについて（お知らせ）

財産形成貯蓄、財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄（以下「財形貯蓄等」という。）の新規及び預入の額等の変更の申込みを下記の要領で受け付けます。

財形貯蓄等は、勤労者財産形成促進法に基づく制度で、給与や賞与から一定の金額を天引きして預け入れることができ、財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄については元本に対する利子が非課税になるなどの優遇措置が設けられています。

新規及び預入の額等の変更の申込みは、年 1 回限りの手続になりますので、手続漏れのないように注意してください。

不明な点については、下記 2 の申込先へお問い合わせください。

記

1 受付期間

7 月 1 日（火）から同月 3 1 日（木）まで（係必着）

2 申込先

- (1) 最高裁（司研、総研及び図書館含む。）、東京高地家裁、横浜地家裁、さいたま地家裁、千葉地家裁、水戸地家裁、宇都宮地家裁、前橋地家裁、静岡地家裁、甲府地家裁、長野地家裁、新潟地家裁、仙台高地家裁、福島地家裁、山形地家裁、盛岡地家裁、秋田地家裁、青森地家裁、

札幌高地家裁、函館地家裁、旭川地家裁、釧路地家裁、高松高地家裁、徳島地家裁、高知地家裁、松山地家裁（各地家裁の支部並びに管内の簡裁及び検審を含む。）及び知財高裁所属の職員

最高裁判所事務総局経理局厚生課共済本部福祉第一係

(2) (1)以外の職員

所属の共済組合係

3 申込方法

[裁判所共済組合ウェブサイト](#)から申込書をダウンロードし、必要事項を記載、押印の上、上記2の申込先に提出する（裁判所共済組合ウェブサイト「トップ」→「財形貯蓄について」→「申出の手順・書式」）。

なお、裁判所共済組合ウェブサイトの申込書を利用できない金融機関については、上記2の申込先から書式を取り寄せ、必要事項を記載、押印の上、同申込先に提出する。

4 契約金融機関等

(1) 契約金融機関等

別表の契約金融機関等に限る。

(2) 合併前の旧金融機関の特定

「りそな銀行」及び「三井住友信託銀行」については、別表のとおり合併前の旧金融機関によって取扱支店等が異なるため、上記の金融機関を選択する場合は、申込書左上の「取扱金融機関等」欄に契約金融機関等名のほか、合併前の旧金融機関名を記載する。

5 積立金額等

(1) 積立金額

毎月分、期末手当分（6月及び12月）ともに1,000円の整数倍とする。

(2) 積立開始日及び積立金額の変更時期

新規申込みの場合における積立開始日は令和 7 年 9 月 1 8 日（令和 7 年 9 月給与支給日）とし、積立金額の変更時期は毎月分を令和 7 年 9 月分から、期末手当分を令和 7 年 1 2 月分からとする。

6 申込資格

財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄の申込資格は 5 5 歳未満の職員であることを要するが、財産形成貯蓄について制限はない。

7 契約口座数

財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄については、それぞれ 1 口座であることを要するが、財産形成貯蓄について制限はない。

8 財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄の非課税申告の留意事項等

財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄については、新規契約時の申込書に個人番号（マイナンバー）の記載を要するところ、その利用目的は(1)記載のとおり、個人番号が記載された申込書等を提出する際の留意事項は(2)記載のとおりである。

(1) 利用目的

税務署への非課税申告に必要であるため。

(2) 留意事項

ア 申込書には、本人確認資料（番号確認資料及び身元確認資料）写しを添付して提出する。

(ア) 番号確認資料（以下の書類から 1 点）

個人番号カード（マイナンバーカード）の裏面、住民票写し・住民票記載事項証明書（マイナンバーが記載されたもの）又は個人番号通知カード（記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きされている場合に限る。）。

(イ) 身元確認資料（顔写真付きのものは 1 点、顔写真がないものは 2 点）

個人番号カード（マイナンバーカード）の表面、運転免許証、
パスポート、組合員証、年金手帳等

イ 個人番号を記載した各種申込書及び添付書類は、必ず封かんして
提出する。

また、郵送により提出する場合は、上記 2 の申込先宛て親展とし、
できる限り簡易書留により送付する。

ウ 限度額変更のみを申し込む場合、個人番号（マイナンバー）の記
載は不要である。

(別表)

種別	契約金融機関等名
都市銀行	りそな銀行（旧あさひ） みずほ銀行（旧日本興業、丸の内中央支店） 三菱ＵＦＪ銀行 三井住友銀行
信託銀行	三菱ＵＦＪ信託銀行 三井住友信託銀行（旧住友） 三井住友信託銀行（旧中央三井） りそな銀行（旧大和）
証券会社	野村證券株式会社（※） 大和証券株式会社（※） ＳＭＢＣ日興証券株式会社（※） みずほ証券株式会社（※） 岩井コスモ証券株式会社（※）
労働金庫	各地の労働金庫
郵便局	ゆうちょ銀行が指定する郵便局
生命保険会社	第一生命保険株式会社 朝日生命保険相互会社 ジブラルタ生命保険株式会社（※） 富国生命保険相互会社（※） 日本生命保険相互会社 明治安田生命保険相互会社 大同生命保険株式会社 大樹生命保険株式会社 住友生命保険相互会社
損害保険会社	東京海上日動火災保険株式会社（※） 三井住友海上火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社（※）

(※) 新規加入申込を行っていない場合は、既契約の積立金額の変更に限る。